

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	日常生活用具の給付（貸与）決定		
根拠法令及び条項	蓮田市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱第3条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱第2条 ※別紙 蓮田市高齢者日常生活用具給付等事業実施規定第4、第5 第4 電磁調理器の給付対象者は、対象となる高齢者本人が調理を行う際に、心身機能の低下に伴い火の取り扱いが危険な者とする。 第5 高齢者福祉電話の貸与対象者は、電話機及び電話加入権が共にない者とする。		
審査基準設定年月日	平成20年4月1日	審査基準最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 30日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	平成20年4月1日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部 長寿支援課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

蓮田市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱

第2条 給付等の対象となる用具の種目、対象者、性能、数量及び給付基準額は、別表に掲げるとおりとする。

別表（第2条、第6条関係）

区分	種目	対象者	性能	数量	給付基準額 (消費税及び地方消費税を含む。)
給付	電磁調理器	心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な65歳以上のひとり暮らしの者で、かつ、住民税非課税の者	電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用し得るもの	1台	10,000円
	火災警報器	65歳以上のひとり暮らしの者で、かつ、住民税非課税の者又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護4若しくは要介護5の65歳以上の者で、かつ、世帯全員が住民税非課税の者	屋内の火災を煙により感知し、警報音等で火災の発生を知らせ得るもの	・田市火災予防条例（昭和37年蓮田市条例第8号）第29条の3第1項に規定されている設置台数（ただし、対象者以外の世帯員のための設置台数は除く。）	1台当たり 6,000円 (取付費用は給付対象外)
	自動消火器	同上	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液（剤）を噴出し、初期火災を消火し得るもの	1台	25,000円 (取付費用は給付対象外)
貸与	高齢者福祉電話	65歳以上のひとり暮らしで、かつ、住民税非課税の者	加入電話	1台	